



足立区消費者センター  
相談事例集

2022年4月 成年年齢引き下げ

18歳で成年になったばかりの

# 若い消費者が 狙われている!



僕たちが若者に多い  
消費者トラブルについて  
教えてあげる!



# なぜ若い消費者が狙われるのか

18歳で成年になる皆さん！これからは高額な契約が親などの同意無くできるんです！  
けど、そんな皆さんを狙っている悪質事業者がたくさんいます。  
その理由は、若い消費者は契約に慣れていないばかりか、  
未成年者取消権(未成年を理由に契約を取り消すこと)も使えないからです。  
この冊子では足立区消費者センターに寄せられた、実際にあった相談事例をもとに、  
若い消費者に多い契約トラブルをご紹介します！

## 事例紹介の前に・・・成年年齢引き下げの影響について

**○** 親などの同意なく  
できるようになること

- ・ スマホの契約 ・ クレジットカードを作る
- ・ ローンを組む ・ アパートを借りる など



**×** 今までと変わらないこと  
**20歳までは禁止！**

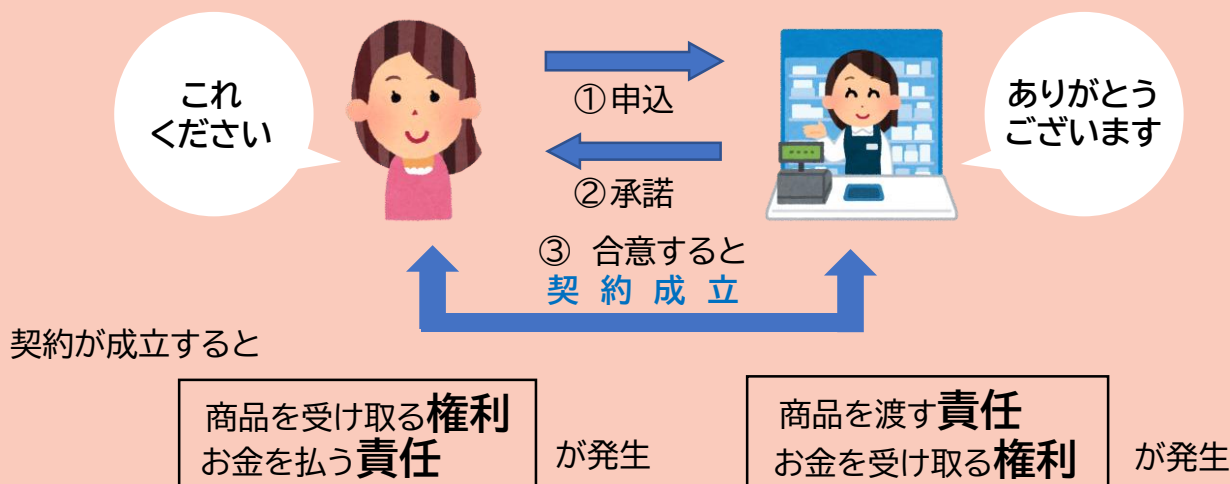
- ・ お酒を飲む ・ たばこを吸う
- ・ 競馬などのギャンブル など



## 契約とは何か

「法的な責任が生じる約束」のことで、  
日常生活の中で「モノを買う」「バスに乗る」ことなども契約の一つです。

### モノを買う契約



～施術後～



きれいになった！もっとやりたいかも！

完全に脱毛するには何回も通わないと！  
「3年間通い放題」で、今だけ80万円が40万円に！  
クレジットの分割払いもあるからぜひどうですか！



～契約から1年後～



予約も取れないし、支払いも厳しいので解約します。

え？契約期間は「半年」で過ぎてます。残りの期間は  
サービスなので中途解約はできませんよ。  
契約金も全額支払う必要があります。



3年間で40万円じゃなかったの？え～っと契約書は…  
あ！期間が「半年」になってる！  
そんなあ～契約書なんてよく見ていなかったよ……

# 契約前に期間などを確認！！

脱毛エステの **通い放題の期間**と**契約期間**のズレによるトラブル  
が増加中です。契約前に必ず「**期間**」「**回数**」「**単価**」「**中途解約でき  
なくなる期日**」などを**確認** しましょう。

**クレジット分割払いの期間**は**契約期間**と同じでは  
**ない**ことを覚えておきましょう。脱毛エステなどの契約は  
**クーリング・オフ**(P6参照)ができる場合もあるため、  
契約してしまっても**消費者センター**にご相談ください。



～SNSの広告に「うまい話」が～



「誰でも簡単に稼げます！」だって。連絡してみよう！

ありがとうございます。9,800円お支払いいただければ、マニュアルのURLを教えます。作業後、すぐに収入が得られます！



～マニュアルを見て作業するも～



全然稼げないんですけど！

もっと詳しいマニュアルがあります。料金は通常80万円ですが、今なら50万円で購入できます。借金をしても、すぐに元を取ることができますよ！しかもお友達をご紹介いただければ、紹介料で1人につき10万円お支払いします！



～借金をして購入、友だちを勧誘するも～



借金までしたのに全然稼げない！友だちを誘ったら避けられるし、業者にも連絡つかないよ。

# もう「儲かる話」は信じない！！

「簡単に儲かる」とうたい、高収入を得る方法として販売される教材(情報商材)などのトラブルが増加中です。

簡単に儲かるという「うまい話」は絶対にありません。

きっかけは「SNSなどの広告を見て」「マッチングアプリで知り合った異性から勧められて」などが見受けられます。

借金を勧められる場合もあり、きっぱり断ることが大切です。





アパートを契約したぞ！今日から一人暮らし開始だ！

～2年後～



そろそろこの部屋にも飽きたから引っ越しするか。  
不動産屋に連絡しよう！

では退去時には立ち会いの上、  
原状回復について確認します。



～退去時～

壁や床などの補修費用や清掃代で合計15万円、  
敷金8万円を差し引いて7万円を請求します！



そんなに！床の傷は入居当時からあったのに！  
この金額は絶対に払わなければならないの？

## まずは契約書を確認！！

契約書に記載のある「退去時の特約」などは原則として有効です。

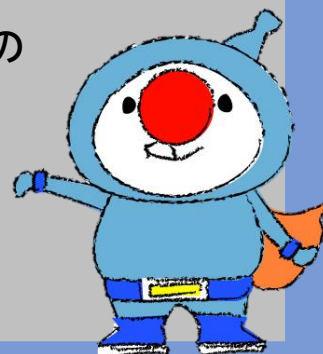
国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では経年

変化によるものは貸主の、通常使用を超えた破損などは借主の

としています。費用を請求され、納得できない点は貸主側と

十分に話し合いができるように、入退去時は部屋の

状況を写真に撮るなど記録に残すことが大切です。



# 「1回だけのお試しのつもりが…」

～SNSでサプリメントの広告を見て～



お試し価格500円だって。  
気になるから今回だけ買っちゃおう。ポチっ！



～購入してから4週間後～



あれ、注文していないのにまた届いたぞ！  
しかも何で請求が9,800円なの！？



注文していないんですけど～

お客様は確かに定期コースを注文されてますよ。  
定期コースは5回受け取らないと解約できません！  
申込時の規約に書いてあったでしょう！？



そんな～。規約なんてよく見てないよ…  
それにあと4万円近くも払えないー！

## 1回限りの購入かよく確認！！

「お試しのつもりが定期購入だった」などのトラブルが増加中です。  
通信販売はクーリング・オフ(P6参照)の適用対象外のため、「定期・自動継続  
などの文字を見逃がさない」「返品や解約の条件・  
方法を確認する」など、トラブルにあわないよう注意しましょう。  
証拠保存のため、最終確認画面のスクリーンショットを  
撮ることも大切 です。



# クーリング・オフを学ぼう

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘など、事業者からの不意打ちの勧誘により契約してしまった場合でも、一定の期間内であれば無条件で申込の撤回や契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフができる期間と種類

**8日間**

- ① 訪問販売(店舗や営業所等以外の場所での契約含む)
- ② 訪問購入
- ③ 電話勧誘販売
- ④ 特定継続的役務提供  
 { エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・  
 パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療 }

**20日間**

- ① 連鎖販売取引(マルチ商法)
- ② 業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)

※ 日数は申込書面または契約書面のいずれか早いほうを、受け取った日から計算

## 通知方法のポイント

- クーリング・オフはハガキまたは電子メールなどで、期間内に販売会社の代表者あてに通知を発信します。
- クレジット契約をしている場合は、販売会社と同時に、クレジット会社にも通知を発信します。
- ハガキの場合、送る前に両面をコピーして「特定記録郵便」または「簡易書留」など、記録が残る方法で送付します。電子メールの場合、送信メールを保存するなどして、記録を残します。

**ご注意ください！**

通信販売にはクーリング・オフはありません。

返品可否やその条件についての特約があればそれに従います。

返品について何も記載がない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、返品することができますが、返送費用は消費者が負担することになります。

## クーリング・オフ通知ハガキの記載例

**契約解除通知**

- 契約年月日 ○○年 ○月 ○日
- 商品名 ○○○○○
- 契約金額 ○○○○○円
- 販売会社 株式会社×××× □□営業所  
担当者 △△△△△△
- 信販会社 ××××株式会社

上記契約を解除します。

支払済みの○○○○○円を至急返金願います。

商品は早急にお引き取りください。

○○年 ○月 ○日

契約者 住所 東京都足立区  
○○町○丁目○番○号  
氏名 ○○ ○○

いざというときのために…

友だち追加しよう!!

フォローしよう!!

消費者庁  公式アカウント  
「消費者庁 若者ナビ!」

消費者庁LINE公式アカウント

2022年4月の成年年齢引き下げにより「何が変わるの?」「どうして変わるの?」といった基本的な情報から、若者に知ってほしい消費者トラブルの情報まで発信しています。



2022年4月から、成年年齢が18歳に!

¥儲かるよ!

キレイになるよ!

友達誘わない?

初回無料!

おいしい話にはウラがある

無料トラブルで困ったら17

18歳から大人になるまで

消費者庁  
「18歳から大人」公式X

成年年齢引き下げに関する情報、若者の消費者トラブル防止に役立つ情報やイベント、コンテンツ情報などを発信しています。



相談先を知ろう!!

足立区に在住、在勤、在学の方

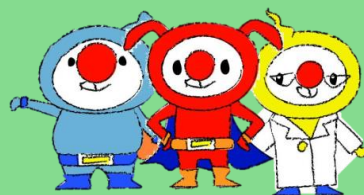
足立区消費者センター

☎03-3880-5380

相談受付時間：平日 9時~16時45分

オンライン相談も可能です。

ご希望の方は二次元コード読み取りの上、申込フォームよりお申込み下さい。



こちらでも相談できます

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

相談受付時間：月~土曜日 9時~17時

※ 年末年始・祝日を除く

こちらでも相談できます

週末電話相談室

(全国消費生活相談員協会)

☎03-5614-0189

相談受付時間：土、日曜日 10時~16時

※ 年末年始及び12時~13時を除く

本誌の内容は、作成時点の法令などに基づいております。その後の法令などの改正により、アドバイス内容がそのまま当てはまらない場合もあります。ご利用に際してはその点をご留意ください。新型コロナウイルス感染症などの影響により、相談受付時間が通常と異なる場合があります。

令和6年3月 足立区消費者センター作成